商工業者に該当する会員は、 令和4年度年会費を9月22日ま 票の選挙権があり、 票が加算されます <u>5</u>, 000円) に対して さらに特定 会

会員ではない特定商工業者は、

※委任状は8月上旬に郵送いたします

号議員の選挙

期間です。

9月30日~10 立候補届け出

月13日までが受付

せん。場合は、 合は、投票による選挙は行いま立候補者が定数の41名と同数の

立候補者が定数と同数の場合

立候補者が定数を超えた場合

投票による選挙を行 投票による選挙を行う場合は、 その場合の投票予定日は10月 立候補者が定数を超えた場合は、 います 25

費 1 口 でにご入金いただいた会員は、

改めてご案内します 選挙権につい て

※最高口数は50票

業者負担金を9月22日までにご入昨年度(令和3年度)の特定商工 せ がありますが、 金いただい が、被選挙権はありまた場合、1票の選挙権

件です。(途中入るを)特定商工業者負担金の納入が条件です。(途中入るを)の会費、 該当する年度分)

選挙権の委任

に委任、 ができます。 選挙権は、 または委任を受けること 他者 (会員事業所)

を当所で受けてください。 委任状が有効であることの 選挙権の委任を受けたとき・ 確認

選挙権を委任するとき・

る会員は、 その 任したい方にお渡しくださ で分割して選挙 また、 委任状に必要事項を記載 します 際は、 は、当所で分割委任状を発して選挙権を委任できます。は、その選挙権数の範囲内は、2票以上の選挙権を有す 委

議員改選の主な日程

8月上旬 選挙権口数と「議員改選について(しおり)」、 8月 委任状を送付します。

2号議員を選出する部会のご案内を送付し

9月上旬

9月22日選挙人名簿の確定 (有効選挙権会員数と総票数確定) 9月下旬

常議員会で3号議員、部会で2号議員を選出 9月30日

1号議員立候補届 受付開始

10月13日

1号議員立候補届 受付締切

10月25日

1号議員選挙投票日

※投票による選挙の場合

現議員の任期満了日

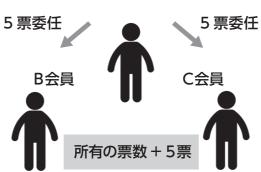
9月

10月

臨時議員総会で会頭、副会頭をはじめとする 新役員が選任されます。

選挙権の分割委任(例)

A会員選挙権 20票 → 委任後 10 票



選挙権を20票持っているA会員が、B会員に5 票、C会員に5票委任したとします。

この場合A会員は当所で分割委任状を受け取 り、B会員とC会員に手渡します。

結果、A会員の選挙権数は、10票になります。

委任を受けたB会員とC会員は、委任を受けた 5票の選挙権が有効であるか当所で確認しま す。

商工会議所

小樽商工会議所

加わります。 運営に重要な事項の審議、 収支予算・決算など、 会員の また、常設の委員会(8委員会) 代表として、 商工会議所 事業計画や 決議に

「議員」

とは

?

問題について研究し、 において、まちの活力のための諸 事業を推進

令和4年度は、会員の代表を決める

「小樽商工会議所

議員改選」を行い

ま

議員の選出方法

います。 全会員にその資格があります。 議員の資格に違いはなく、 議員」「3号議員」に分けられて 出方法により 幅広い意見を反映させるため、 地域の商工業者の代表とし 任期は3年です。 樽商工会議所の議 選出方法は異なりますが 「1号議員」 員定数は また、 「 2 号 選 80

ちの活力をつくる活動をしていま体として、事業者のサポートやま

行政

連携

.....

商工会議所は、

地域総合経済団

これら商工会議所の事業は、

숲

全会員 約1,600名 全会員から

・6 通営は、会員の代表として選出された議員と呼ばれる80人が中心となっています。

まちの元気

まちの活力を つくる活動

小樽

商工会議所

事業者のサポート

小樽商工会議所は、小樽で生活する人々の暮らしとまちを 支える地域産業の発展を目指して活動しています。

ご案内します

の仕組みとスケジュ

ルについて

暮らしの活力

会員事業所

の代表を選出するための議員改選

を迎えることから、

新たに会員

今年

10月31日に現議員

の任期満

80名

1号議員

会員は誰でも議員に立候補することができ、会員及び会員以 外の特定商工業者の投票によって選出されます。 「会員全体の代表」と言えます。

27名 2号議員 会員の業種別の部会から 選出します。

会員の選挙で選出します。

41名

12名 3号議員 会頭が常議員会の同意を 得て選出します。

会員の業種別に分類した5つの「部会」から、各々の割当数 で選出されます。各部会における割当数は、部会毎の会員数 や口数によって決定します。 「業界の代表」と言えます。

業種、業態、地域等を網羅し、総合的に商工会議所の組織運 営上、欠かすことのできない議員として、会頭が常議員会 (役員会) の同意を得て、会員の中から選出します。